

**中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務
審査基準**

評価項目	配点（計100点）
知財支援業務に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ○取組姿勢（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・本県の知財支援業務に対する理解は十分か。 ○支援内容（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容について具体的・効果的な方法が提案されているか。 ○達成目標（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な達成目標が提案され、適切なものになっているか。
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○配置体制（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・各コーディネータについて、専門人材の配置が確保されているか。 ・助成金に係る審査委員会の構成が検討されているか。 ○指揮系統（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者を中心とした指揮命令系統が取れているか。 ○勤務体制（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・無理のない実施計画となっているか。
業務施行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ○適格性（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方として適切か。 ○業務実績（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・過去に同様業務の受託実績があるか。
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○予算（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・見積額が提案内容に沿った妥当なものになっているか。 ○経済性（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・経済性を重視したものになっているか。